

簡易宿所営業のてびき



(区公式ホームページ)

葛飾区保健所
生活衛生課 環境衛生担当係

〒125-0062

東京都葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか内

電話 03(3602)1242 又は
03(6662)6570

ファックス 03(3602)1298

※てびきには、主な構造設備基準・衛生管理基準が掲載されていますが、
全ての基準が掲載されているわけではありません。
申請予定の方はインターネット等を利用し、関係法令をご確認ください。

 葛飾区



令和8年4月1日

目次

第1 旅館業とは	
1 旅館業法の許可が必要な施設とは・・・	「-2-」
2 旅館業の種類	「-2-」
3 事業開始までの流れ	「-3-」
4 申請書類	「-4-」
第2 構造設備基準について	
1 客室	「-5-」
2 定員	「-5-」
3 換気 新規定	「-5-」
4 採光・照明	「-5-」
5 防湿・排水	「-5-」
6 出入口	「-5-」
7 浴室	「-6-」
8 寝具	「-6-」
9 洗面設備 新規定	「-6-」
10 便所(※「営業従事者専用の便所」を除く) 新規定	「-7-」
11 営業従事者の常駐 新規定	「-7-」
12 その他 新規定	「-7-」
第3 構造設備基準の主な注意点	
1 客室の構造部分の床面積の考え方について	「-9-」
2 客室の有効面積の考え方について	「-10-」
3 共同洗面所の給水栓数について	「-11-」
4 便器の数の基準について	「-11-」
第4 営業従事者の常駐について	
1 常駐場所の考え方について 新規定	「-12-」
2 営業従事者が常駐できる設備基準 新規定	「-12-」
第5 関係機関一覧	「-14-」
第6 維持管理について	
1 管理・帳簿類 新規定	「-16-」
2 客室	「-17-」
3 営業従事者の常駐 新規定	「-17-」
4 宿泊者への説明 新規定	「-17-」
5 寝具など貸与品	「-18-」
6 飲用水等	「-18-」
7 貯湯槽	「-18-」
8 便所・洗面所	「-18-」
9 浴室	「-18-」
10 施設全般について 新規定	「-20-」
第7 措置命令・違反者の公表・その他について 新規定	「-21-」
第8 各種申請・届出手続きについて	「-22-」

第1 旅館業とは

1 旅館業法の許可が必要な施設とは・・・

旅館業法の許可が必要な施設は、下表の4項目のいずれかに該当する場合です。

会員制の宿泊施設や企業の研修所であっても旅館業法に基づく許可が必要となる場合がありますので、事前に保健所までご相談ください。

1. 宿泊料を受けていること【法第2条】
※「宿泊料」という名目を問わず、寝具や部屋の使用料、電気・水道等の維持費も該当します。例えば、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱費、室内清掃費も宿泊料とみなします。
2. 寝具を使用して施設を利用すること【法第2条】
※寝具は、宿泊者が持ち込んだ場合でも該当します。
3. 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含めた施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること
4. 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること

2 旅館業の種類

- **旅館・ホテル営業**・・・簡易宿所営業、下宿営業及び住宅宿泊事業(民泊)以外の宿泊(法第2条第2項)施設です。
- **簡易宿所営業**・・・**客室を多数人で共用する宿泊施設です。**
(法第2条第3項) (カプセルホテル、キャンプ場のバンガローなど)
- **下宿営業**・・・一月以上の期間を単位とする宿泊施設です。
(法第2条第4項)

3 事業開始までの流れ

事前相談

申請場所・構造設備について、図面等を持参のうえ、事前に保健所にご相談ください。

関係機関への相談手続き

保健所のほか、関係法令（建築基準法、消防法）等に適合していることを確認するため、関係機関（「-14-、-15-」）にもご相談ください。

申請手続き

許可申請手続きには、「-4-」の書類が必要です。各書類を2部ずつ用意して、保健所窓口まで申請してください。

施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が、構造設備基準に適合しているかどうかについて検査に伺います。

保健所による通知・照会

この間、保健所が消防署に対し、消防関係法令への適合を確認したり、施設周辺の教育機関等に意見照会を行ったりします。

おおむね1か月半から2か月程度かかることがあります。

許可

書類審査及び検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可されるまで営業することはできません。

4 申請書類

法人	個人	必要書類（○：必要 △：必要な場合がある ー：不要）
○	○	旅館業営業許可申請書
○	○	構造及び設備の概要
○	○	照明・給排水・機械換気設備系統図
○	○	申告書
○	○	見取り図
○	○	建物の外観写真
○	○	建物の配置図
○	○	各階の平図面
○	○	正面図（前面、背面）
○	○	側面図（左、右）
△	△	配管図（客室等にガス設備を設ける場合）
○	ー	法人の登記事項証明書（6か月以内に発行されたもの） 定款又は寄附行為の写し
○	○	玄関帳場及び標識に関する説明資料

※全ての書類は2部作成し、正本と副本としてください

【申請手数料】

簡易宿所営業 11,000 円

第2 構造設備基準について

1 客室

- 客室の合計延べ床面積は、3.3 (収容定員が10人未満の場合は3.3に収容定員を乗じて得た数)㎡以上であること。【令1-2-(1)】
- 1客室の構造部分の合計床面積は、3㎡以上であること。【条9-1-(2)】
- ※ 構造部分の床面積の考え方については「-9-」参照
- 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。【条9-1-(5)】
- 多数人で共用しない客室とは、個室のことをいう。【運用】
- 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が直接かつ十分に得られる構造であること。【条8-1-(2)イ準用】
 - 宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分には、窓を設置し、直接に採光を得なければならない。その採光に有効な部分の面積は、有効面積の10分の1を目安とすること。【運用】

【 】内、根拠欄の見方

法 : 旅館業法
令 : 旅館業法施行令
省 : 旅館業法施行規則
条 : 葛飾区旅館業法施行条例
規 : 葛飾区旅館業法施行細則
審査 : 旅館業の営業許可申請に係る審査基準
運用 : 葛飾区旅館業法施行条例の運用について
(条3-2-(1)とは、条例第3条第2項第1号をいいます。)

《客室にガス設備を設ける場合》

- 専用の元栓を有すること。【条8-1-(6)ア準用】
- ガス管は耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。【条8-1-(6)イ準用】

2 定員

- 1客室の有効面積1.5㎡につき1名とすること。【条5-1-(5)イ】
- ※ 有効面積の考え方については「-10-」参照

3 換気

- 適当な換気設備を有すること。【令1-1-(3)】
- 開放できる窓又は機械式換気設備を設けること。【審査】
- 便所等悪臭を発生させる恐れがある場所には、室内の汚染された空気を屋外に排出するための第3種機械換気設備等を設けること。【審査】



新规定

4 採光・照明

- 適当な採光、照明の設備を有すること。【令1-1-(3)】
- 宿泊者等が安全に施設を利用できる照度を確保すること。【審査】

5 防湿・排水

- 適当な防湿及び排水の設備を有すること。【令1-1-(3)】
- 壁が結露する等、湿気による害が発生しない構造設備であること。【審査】
- 排水は、下水道に接続しているものであること。【審査】

6 出入口

- 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。【条9-1-(1)】
- 履物を保管する設備は、玄関付近に設けること。ただし、ロッカー等を設け履物を保管する場合は、この限りではない。【運用】

7 浴室

- 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。【令 1-2-(4)】
- 浴室及びシャワー室は清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。【条 8-1-(5)ア 準用】
- 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないように適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。【条 8-1-(5)イ 準用】
- 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、原則として男女別に分け、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。【条 8-1-(5)ウ 準用】
- 共同浴室の内部が当該浴室の外から見通せない構造とすること。【規 13 の 2-1】
- 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、入浴前に体を洗うこと等、浴槽に汚れを持ち込まないための利用者への注意喚起を掲示すること。【運用】
- 共同浴室の構造設備等については、旅館業法令で定める規定を適用するほか、「葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」第3条第2項第2号の規定に該当する「その他の公衆浴場」の構造設備、管理基準に準ずるものとする。【運用】

《ろ過器などを使用し循環させる場合》

- ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。【条 8-1-(5)エ(ア) 準用】
 - ・ろ過器は、1 時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。【運用】
 - ・集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。【運用】
 - ・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。【条 8-1-(5)エ(イ) 準用、運用】
- 循環させた浴槽水を、打たせ湯等に再利用しない構造であること。【条 8-1-(5)エ(ウ) 準用】
 - ・循環浴槽水を浴槽水面の上部から補給する方式についても、利用者が打たせ湯的に使用する危険性がある場合は禁止すること。【運用】
- 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。【条 8-1-(5)エ(エ) 準用】
- 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。【条 8-1-(5)エ(オ) 準用】
 - ・循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつが発生しない方法で補給する等の措置を講じること。気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。【運用】
- 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。【条 8-1-(5)エ(カ) 準用】
 - ・循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込事故を防止する構造とすること。また、管理者は、取入口の流速について定期的に確認すること。【運用】
- 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。【条 8-1-(5)エ(キ) 準用】

8 寝具

- 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。【条 8-1-(3) 準用】
- 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。【条 8-1-(4) 準用】
 - ・十分な数量の寝具の目安は、1 客ごとに取り替えるシーツや枕カバー等は宿泊定員の 2 倍、それ以外の寝具類は宿泊定員の 1.5 倍とする。【運用】

9 洗面設備

- 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。【令 1-2-(5)】

- 共同洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。【条 8-1-(8)ア準用】
- 共同洗面所は、宿泊者の需要を満たすよう規則で定める数の給水栓を設置すること。【条 8-1-(8)イ準用】
 - ※ 共同洗面所の給水栓数の考え方については「-11-」参照
- 共同洗面所は、常時使用できる場所に設けられていること。ただし、区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。【規 13 の 4-2】
- 共同洗面所は、十分な大きさの鏡を設置すること。【運用】 新規定

10 便所(※「営業従事者専用の便所」を除く)

- 適当な数の便所を有すること。【令 1-2-(6)】
- 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。【条 8-1-(7)ア準用】
- 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。【条 8-1-(7)イ準用】
- 便所を付設していない客室がある場合には、共同便所を設けること。【条 8-1-(7)ウ準用】
- 共同便所は、原則として男女別に分けること。【条 8-1-(7)エ準用】
- 規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。【条 8-1-(7)オ準用】
 - ※ 便器の数の設置に関する考え方は「-11-」参照
- 便所の内部が当該便所の外から見通せない構造とすること。【規 13 の 3-4-(1)】
- 下水道に接続した水洗式とすること。【規 13 の 3-4-(2)】
- 手洗設備は、連続して水を供給できる流水式とすること。【規 13 の 3-4-(3)】 新規定
 - ※ いわゆるロータンクは連続して水を供給できるものではないため、手洗設備として扱うことはできない。

11 営業従事者の常駐

- 旅館業の施設には、宿泊者が滞在する間において、営業従事者を常駐させ、衛生管理及び感染症が発生したときその他緊急を要するときにおける迅速な対応を可能とする体制を整備すること。ただし、営業者自らが常駐する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。【条 7-1-(3)、規 12 の 2】 新規定
 - ※ その他規則で定める場合については「-12-」参照
- 規則で定める基準に適合した営業従事者が常駐できるための設備を設けること。【条 8-1-(9)準用】
- 営業従事者が使用するための便所を設けること。【条 8-1-(10)準用】 新規定
 - ※ 常駐設備・営業従事者が使用するための便所の基準については「-12-」参照

12 その他

- 客室が 2 室以上ある場合は、各客室の入口に、室番号又は室名を表示しておくこと。【条 7-1-(1)】
- 旅館業の施設には、公衆の見えやすい場所に施設の名称その他規則で定める事項を掲げること。【条 7-1-(2)】【規 12-1】

その他規則で定める事項 新規定

<ul style="list-style-type: none"> (1) 管理者等の緊急連絡先 (2) 管理者等の氏名 (3) 宿泊定員 (4) 営業の種別 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 	}	区で発行した 旅館業施設の標識 により行う
--	---	---

☆規則第 12 条関係（旅館業施設の標識）様式例

新规定

旅館業（簡易宿所営業）
 常駐 Hotel Business
 This hotel has on-site staff
 葛飾区
 許可済 AUTHORIZED
 旅

許可番号 Number	8 葛保生環令第〇〇号
許可年月日 Date of Authorization	令和 8 年〇月〇〇日
施設の名称 Name of Authorized Hotel Business	〇〇〇〇
管理者等の氏名 Name of Authorized Hotel Business Administrator	株式会社〇〇
管理者等の緊急連絡先 Contact number of the Authorized Hotel Business Administrator	〇〇-〇〇〇-〇〇〇
宿泊定員 Accommodation Capacity	〇〇 名

葛飾区保健所長

(4) 「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」、「下宿営業」のいずれかを掲示【運用】

(5) 許可番号、許可年月日等
 施設に営業従事者が常駐している場合は、その旨を掲示【運用】

(2) 施設を管理する管理者又は営業従事者の氏名
緊急時に迅速に対応できるよう、宿泊者の滞在する間においては、常に連絡が取れる者の氏名でなければならない。なお、管理者又は営業従事者が法人である場合は、法人名であっても差し支えない【運用】

(1) 宿泊者や周辺住民等が管理者又は営業従事者に連絡することが可能な電話番号
なお、緊急時に迅速に対応できるよう、宿泊者の滞在する間においては、常に連絡が取れる連絡先でなければならない【運用】

(3) 各客室の定員の総和であり、施設全体の合計定員【運用】

<共同住宅の場合>

各住戸における玄関に標識を掲示することに加え、共同玄関の集合ポスト等に簡易版の小さい標識を掲示すること。【運用】

旅館業（簡易宿所営業） Hotel Business 許可済 AUTHORIZED	旅	許可番号 (Number) 緊急連絡先 (Contact number)	7 葛保生環令第〇〇号 090-〇〇〇-〇〇〇
---	---	---	----------------------------



第3 構造設備基準の主な注意点

1 客室の構造部分の床面積の考え方について

客室の面積に関する基準には、構造部分の合計床面積についての基準と、客室の有効面積についての基準があります。ここでは、構造部分の合計床面積についての基準の考え方を説明します。

この面積は旅館業の客室として使用できるかを判断するためのものになります。

構造部分の合計床面積とは？

葛飾区旅館業法施行細則第13条

条例第8条第2号ア、第9条第1項第2号及び第10条第1項第1号の1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

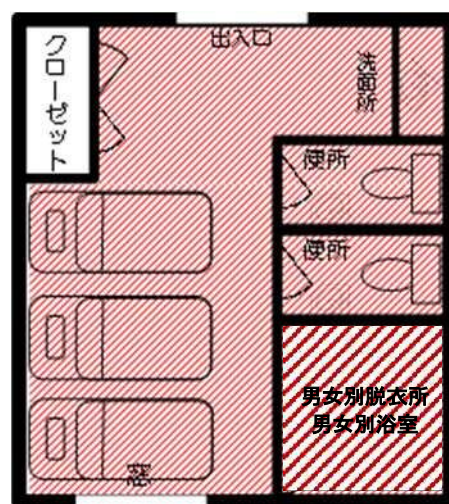
2 条例第9条第1項第3号の客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した各客室の構造部分の合計床面積を合計した面積とする。

営業の種類	構造部分の合計床面積基準	
簡易宿所 営業	1客室の構造部分の合計床面積	3m ² 以上
	客室の構造部分の合計延べ床面積(収容定員が10人未満の場合)	3.3×収容定員m ² 以上
	客室の構造部分の合計延べ床面積(収容定員が10人以上の場合)	33m ² 以上

【構造部分の床面積の算定方法】

面積の算定に当たっては建築で使用する壁芯のものとは異なり、**内**のり**で算定**します。

右図の例では、塗りつぶしの部分(A+B)が構造部分の床面積の算定範囲になり、通常は立入らないクローゼット等の収納部分を除いています。例にはありませんが、床の間等の通常は立入らない部分についても算定から除外します。



建築図面の床面積とは算出方法が異なるので注意しましょう！構造部分の床面積は、建築図面の床面よりも小さくなってしまいます。

2 客室の有効面積の考え方について

この面積は客室の宿泊定員数を判断するためのものになります。

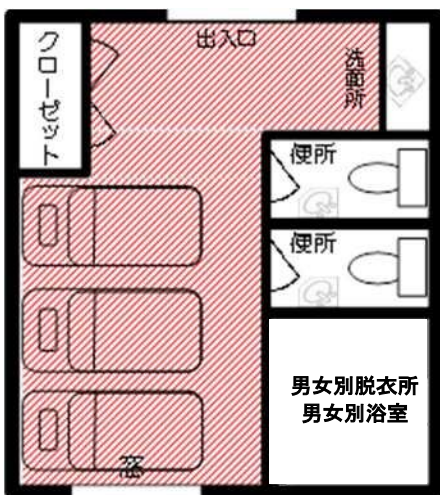
客室の面積については、「1 客室の有効面積は、寢室その他の宿泊室の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。（葛飾区旅館業法施行細則第9条）」と規定されています。

面積の算定に当たっては建築で使用する壁芯のものとは異なり、**内のみ**で算定します。また、寢室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分ですので浴室や便所等の面積は含みません。

簡易宿所営業の場合

1人当たりの客室有効面積は 1.5m²以上必要です。

（最低客室有効面積 $\geq 1.5\text{m}^2 \times \text{定員}$ ）



※塗りつぶし部分：客室有効面積の算定範囲

【有効面積の算定方法】

左図の例では、寢室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分は、斜線の範囲になります。通常、人が立入らないクローゼット等の壁に造り付けの家具部分も除きます。

また、浴室や便所等についても寢室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分に含みません。

建築図面の床面積は算出方法が異なるので注意しましょう！

客室有効面積は、建築図面の床面積よりも小さくなります。

3 共同洗面所の給水栓数について



共同洗面所の給水栓の数に関しては、葛飾区では旅館業法施行細則第13条の4で必要数を定めています。

共同洗面所の利用者数	共同洗面所の給水栓の数
5人まで	1以上
6～30人	5人を超えて5人ごと（5人に満たない端数は、5人とする）につき、1を1に加算した数
31人以上	30人を超えて10人ごと（10人に満たない端数は、10人とする）につき、1を6に加算した数

共同洗面所が脱衣室等の常時使用できない場所にしかない場合は、数として算定されませんので、ご注意ください。【規13の4-2】

4 便器の数の基準について



共同便所の数に関しては、葛飾区では旅館業法施行細則第13条の3で必要数を定めています。

合計宿泊定員数	共同便所に設置すべき便器の数等
10人以下	大便器2以上
11～30人	○利用者10人を超えて、5人（5人に満たない端数は、5人とする。）を増すごとに1に2を加算する数 ○男子用便所の小便器は、大便器と同数まで便器の総数に算入とすることができる。
31人～300人	○利用者30人を超えて、10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1に6を加算する数 ○男子用便所の小便器は、大便器1に対し小便器2の数まで便器の総数に算入とすることができる。
301人以上	○300人を超えて、20人（20人に満たない端数は、20人とする。）を増すごとに1に33を加算する数 ○男子用便所の小便器は、大便器1に対し小便器2の数まで便器の総数に算入とすることができる。

原則として男女別に設け、その比率は施設の利用形態を考慮して設置してください。

第4 営業従事者の常駐について

1 常駐場所の考え方について

旅館業の施設には、宿泊者が滞在する間において、営業従事者を常駐させ、衛生管理及び感染症が発生したときその他緊急を要するときにおける迅速な対応を可能とする体制を整備すること。ただし、営業者自らが常駐する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。【条7-1-(3)、規12の2】

新規規定

① 施設と同一の建築物内に常駐する場合
(例：マンションの101号室が客室、204号室が常駐設備など)



② 施設と同一の敷地内に存する建築物内に常駐する場合 (例：一団の土地内にある旅館本館と別館など)



2 営業従事者が常駐できる設備基準

(1) 規則で定める基準に適合した営業従事者が常駐できるための設備を設けること。【条8-1-(9) 準用】

新規規定

規則で定める基準とは？

□ 居室とすること。【規13の5-1(1)】

「居室とは」

→「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室、継続的に作業を行う室」のこと。

居室にあたるもの

居間・食堂・寝室・書斎・応接室・喫茶室・事務室・休憩室など

居室にあたらぬもの

玄関・廊下・階段・便所・リネン室・倉庫・住宅用の台所など

- 営業従事者が常駐できるための設備、客室及び廊下との境界が耐久性を有する材質で作られた壁、板戸等を用いて明確に区画され、客室、廊下等から容易に見通せない構造とすること。【規13の5-1(2)】
- 営業従事者1人当たり床面積4.8㎡以上、天井高2.1m以上(内のりで算定)とし、営業従事者以外の者がみだりに立ち入ることができない位置及び構造とすること。【規13の5-1(3)、審査】
- 出入口は、客室を通らずに出入りすることができる位置とすること。【規13の5-1(4)】

新規規定

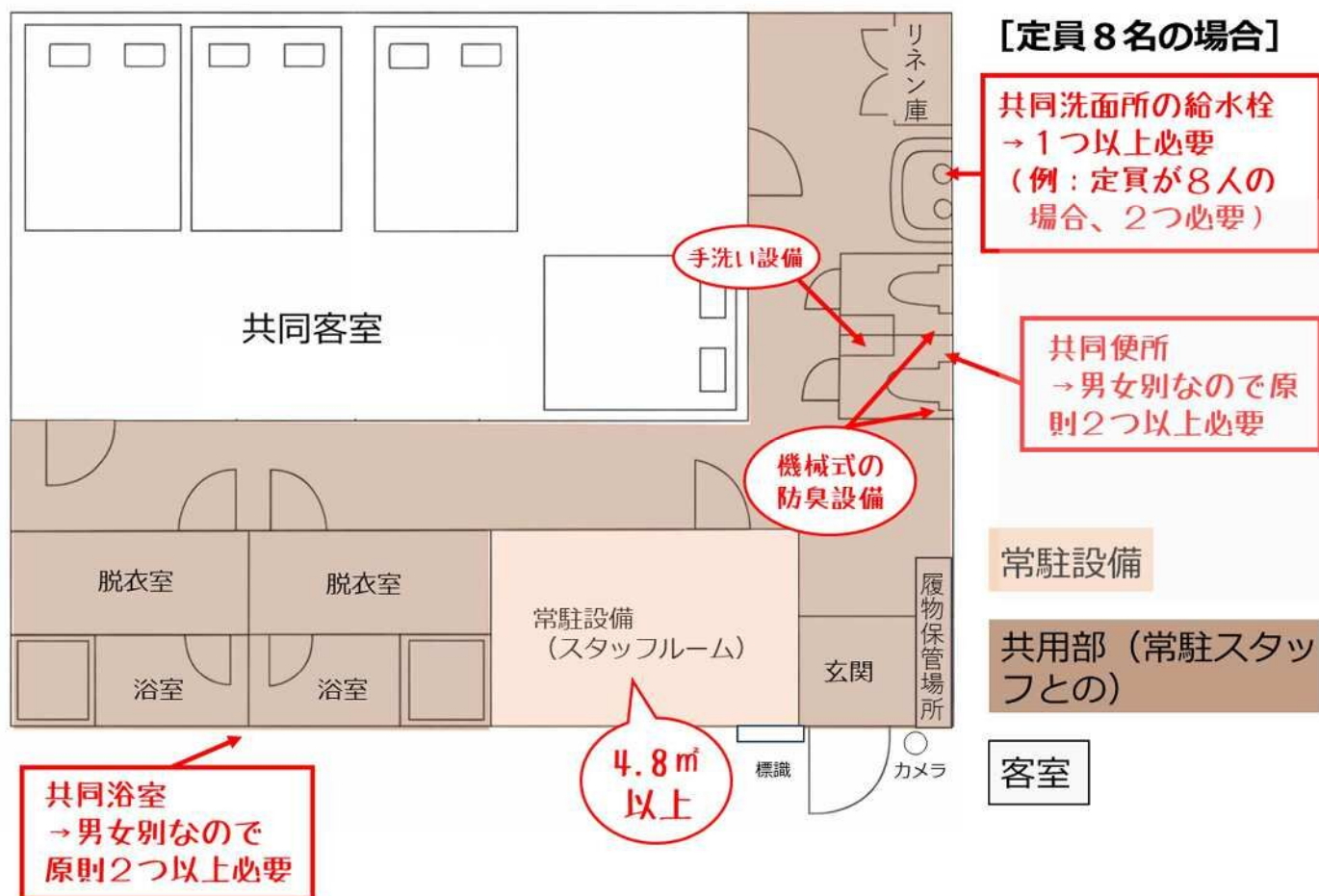
(2) 営業従事者が使用するための次に掲げる基準に適合する便所を設けること。【条8-1-(10) 準用】

- 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること
- 営業従事者の利用しやすい位置に設けること。
- 上記に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

新規規定

- 便所の内部が当該便所の外から見通せない構造とすること。
- 下水道に接続した水洗式とすること。
- 手洗設備は、連続して水を供給できる流水式とすること。
- 玄関帳場又は営業従事者が常駐できるための設備と近接した位置に設置し、宿泊者と共用する場合は、男女別とすること。

【参考】構造基準を満たす図面例（※定員8名の場合）



※ 図面例については、あくまで申請の際の目安となるものです。
施設の着工前までに、紙媒体の図面を持参のうえ、保健所までご
相談いただきますようお願いいたします。

第5 関係機関一覧

<建物の建築（建築確認等）について 建築基準法等>

	担当機関	連絡先
延べ床面積が1万㎡を超える建築物	東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課（都庁第二本庁舎3階）	☎03-5388-3372
延べ床面積が1万㎡までの建築物	葛飾区都市整備部 建築課（葛飾区役所3階）	☎03-5654-8557
民間の建築確認検査機関		

<消防（消防設備の設置、維持ならびに検査等）について 消防法等>

管轄区域	担当機関	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・四ツ木1～5丁目 ・東四ツ木1～4丁目 ・宝町1・2丁目 ・東立石1～4丁目 ・立石1～8丁目 ・青戸1～8丁目 ・お花茶屋1～3丁目 ・奥戸1～9丁目 ・小菅1～4丁目 ・白鳥1・2・4丁目 ・堀切1～8丁目 ・東堀切1～3丁目 ・西亀有1・2丁目 ・新小岩1～4丁目 ・東新小岩1～8丁目 ・西新小岩1～5丁目 ・鎌倉1～4丁目 ・細田1～5丁目 ・高砂1～5丁目 	本田消防署 (東立石3-12-7)	☎03-3694-0119
<ul style="list-style-type: none"> ・白鳥3丁目 ・高砂6～8丁目 ・西亀有3・4丁目 ・亀有1～5丁目 ・柴又1～7丁目 ・金町1～6丁目 ・東金町1～8丁目 ・新宿1～6丁目 ・金町浄水場 ・水元1～5丁目 ・東水元1～6丁目 ・南水元1～4丁目 ・西水元1～6丁目 ・水元公園 	金町消防署 (金町4-15-20)	☎03-3607-0119

<特定建築物に該当する場合、貯水槽を設ける場合について 建築物衛生法、水道法>

延べ床面積が3,000㎡以上の場合（特定建築物）、貯水槽・井戸等を設けて給水する場合等
※事前にご相談ください。

保健所 生活衛生課 環境衛生担当係 ☎03-3602-1242

<食事の提供について>

食事の提供をする場合	保健所 生活衛生課 食品衛生担当係 ☎03-3602-1242
------------	---------------------------------

<排水・下水などについて 下水道法・水質汚濁防止法>

	担当機関	連絡先
上水道について	東京都水道局お客様センター	☎03-5326-1101 (東京 23 区)
排水を公共下水道に放流する場合	東京都下水道局東部第二下水道事務所 (小菅 1-2-1)	☎03-5680-1268
排水を公共下水道以外に放流する場合 (水質汚濁防止法にかかわる相談、届出等)	葛飾区環境課公害対策相談係 (葛飾区役所 4 階)	☎03-5654-8236

<風俗営業に関連する場合について 風営法等>

管轄区間	担当機関	連絡先	
<ul style="list-style-type: none"> ・柴又1～7丁目 ・金町浄水場 ・金町1～6丁目 ・東金町1～8丁目 ・水元公園 ・東水元1～6丁目 ・西水元1～6丁目 ・南水元1～4丁目 ・水元1～5丁目 ・高砂6～8丁目 ・青戸2丁目(1～3・7番を除く) ・同3丁目(1～19番) ・同4～8丁目 	<ul style="list-style-type: none"> ・堀切5～8丁目 ・小菅1～4丁目、 ・東堀切1～3丁目、 ・お花茶屋1～3丁目 ・西亀有1～4丁目 ・亀有1～5丁目 ・白鳥1～4丁目 ・新宿1～6丁目 	<ul style="list-style-type: none"> 亀有警察署 (新宿 4-22-19) 	☎03-3607-0110
<ul style="list-style-type: none"> ・堀切1～4丁目 ・四つ木1～5丁目 ・東四つ木1～4丁目 ・東立石1～4丁目 ・立石1～8丁目 ・青戸1丁目 ・同2丁目(1～3・7番) ・同3丁目(1～19番を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・宝町1・2丁目 ・高砂1～5丁目 ・鎌倉1～4丁目 ・細田1～5丁目 ・奥戸1～9丁目 ・東新小岩1～8丁目 ・西新小岩1～5丁目 ・新小岩1～4丁目 	<ul style="list-style-type: none"> 葛飾警察署 (立石 2-7-9) 	☎03-3695-0110

第6 維持管理について

1 管理・帳簿類

(1) 宿泊者名簿を備えること【法6-1】★

・記載する項目は、

氏名
住所
連絡先
前泊地
行先地
到着日時
出発日時
室名

【法6-1、規7-1-(1)~(6)】

※日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号【省4の2-3-(1)】

【 】内、根拠欄の見方

法 : 旅館業法
令 : 旅館業法施行令
省 : 旅館業法施行規則
条 : 葛飾区旅館業法施行条例
規 : 葛飾区旅館業法施行細則
運用 : 葛飾区旅館業法施行条例の運用について
通知 : 国や都の通知による指導
(条3-2-(1)とは、条例第3条第2項第1号をいいます。)

宿泊者名簿が必要な理由

宿泊者名簿は、感染症が発生したときや感染症患者在り宿泊したときに、その感染経路を調査するために規定されているものです。【通知】

なお、パスポート番号等の記入については、テロ対策の一環として平成17年4月1日より施行されました。

(2) 営業施設ごとに管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。【条5-1-(11)】

管理者の要件・責務

管理者の資格は特にありませんが、施設の衛生管理が適切に行われるよう自主管理マニュアル及びその点検票を作成し、従業員に対する衛生等の教育に努める責任があります。

(3) 旅館業の施設又は営業者の事務所には、**営業従事者名簿**を備え付け、規則で定める以下の事項を記載すること。【条7-1-(4)】★

- ①氏名
- ②従事職種
- ③就業年月日

新規定

▲宿泊者を拒むことはできません

※営業者は次の場合以外は宿泊を拒むことはできません。

- ・宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき【法5-1-(1)】
- ・宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき【法5-1-(2)】
- ・宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき【法5-1-(3)】
- ・宿泊施設に余裕がないとき【法5-1-(4)】
- ・宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき【条6-1-(1)】
- ・宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき【条6-1-(2)】

※ ただし、会員制宿泊施設等で宿泊者を会員等に限定する場合はこの限りではありません。

2 客室

(1) 客室にガス設備を設ける場合の措置

- ・ 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。【条 5-1-(6)ア】
- ・ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。【条 5-1-(6)イ】

(2) 客室が2室以上ある場合は、各客室の入口に、室番号又は室名を表示しておくこと。【条 7-1-(1)】

3 営業従事者の常駐

旅館業の施設には、宿泊者が滞在する間において、営業従事者を常駐させ、衛生管理及び感染症が発生したときその他緊急を要するときにおける迅速な対応を可能とする体制を整備すること。ただし、営業従事者自らが常駐する場合その他規則で定める場合は、この限りではない。【条 7-1-(3)】

※その他規則で定める場合については「-12-」参照

新規定

4 宿泊者への説明

宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項について、規則で定めるところにより説明すること。【条 7-1-(5)】

※次に掲げる事項を**宿泊者に応じた言語で行わなければならない。**【規 12 の 4】

(1) 騒音の防止のために配慮すべき事項

○ 具体例

- ・ 大声での会話を控えること
- ・ 深夜に窓を閉めること
- ・ 深夜及び早朝のチェックイン・チェックアウトを控えること
- ・ バルコニー等屋外での宴会を開かないこと

新規定

施設及びその周辺地域の生活環境に応じ、適切な内容を説明すること【運用】

(2) ごみの処理に関し配慮すべき事項

施設内で宿泊者が排出したごみについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例（平成 11 年条例第 39 号）に従い、営業者の指定した方法により分別・排出することを説明すること。特に、宿泊者が施設外（家庭ごみの集積場所、周辺の敷地等）に無断で排出することがないように説明すること。

【運用】

(3) (1)、(2) に掲げるもののほか、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

○ 具体例

- ・ 施設の利用や喫煙に関するルール
- ・ 最寄りの駅等の利便施設からの経路等

宿泊者の認識不足による利用方法等の誤りによっては周辺地域の生活環境に影響を及ぼす性質のものに関して、適切な方法を説明すること。【運用】

その他、過去の苦情内容等を踏まえ、施設の利用にあたって特に注意すべき事項や、事前周知の際に周辺住民等から申し出のあった意見のうち、宿泊者に配慮を求める事項を説明すること。

5 寝具など貸与品

(1) 寝具類の措置

- ・布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。【条5-1-(4)ア】
- ・シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝巻きは、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。【条5-1-(4)イ】
- ・布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。【条5-1-(4)ウ】

(2) 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに置き替えること。【条5-1-(9)】

- 客室に備えるくし、コップ等は、宿泊者ごとに交換し、再使用する場合は適切な方法で洗浄、消毒すること。脱衣室などの共用部分に貸与品を備える場合は、1客ごとに洗浄、消毒したものを使用できるような措置を講ずること。【運用】

なお、便所、洗面所等に共用の手ぬぐいを置かないこと。【運用】

6 飲料水等

浴室・シャワー室・洗面所・便所の手洗い設備への清浄な湯水の供給その他飲用水等の衛生確保については関連法令及び要綱等に従って管理すること。【条5-1-(7)ア、(8)、運用】

- 原水の種類や、貯水槽の有無などによって該当する法令等が異なります。

建築物衛生法の対象となる特定建築物の場合は建築物環境衛生管理基準に従って管理してください。

※ 種別や管理方法については保健所にお問い合わせください。

7 貯湯槽

(1) 湯をタンクに貯める場合の維持管理について【条5-1-(7)エ】

- ・貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。【条5-1-(7)エ(ア)】

- 土ぼこりが混入しないよう、密閉状況、破損箇所の有無及び生物膜の形成などによる内部の汚れの状況等を確認すること【運用】

- ・貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うこと【条5-1-(7)エ(ア)、規10-1】

- ・貯湯槽内の湯を60℃以上に保つこと【条5-1-(7)エ(イ)、規10-2】

ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと

- 遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上に保つこと【運用】

(2) 清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること【条5-1-(7)カ】

8 便所・洗面所

(1) 洗面所及び便所の手洗い設備には、清潔な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。【条5-1-(8)】

(2) 便所に備え付ける手拭い等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに置き替えること。【条5-1-(10)】

9 浴室

浴槽は、1日1回以上換水して浴槽を清掃すること【条5-1-(7)イ】

ただし、以下の5つの条件をすべて満たしている場合は、1週間に1回以上の換水でもよい。

- ① 白湯のみ使用している
- ② 浴槽内に気泡等を発生させる装置がない
- ③ ろ過器を使用して、浴槽水を循環させている
- ④ 浴槽が屋外に設置されていない
- ⑤ 維持管理が良好で、公衆衛生上支障がないと認められる【規9の2-1】

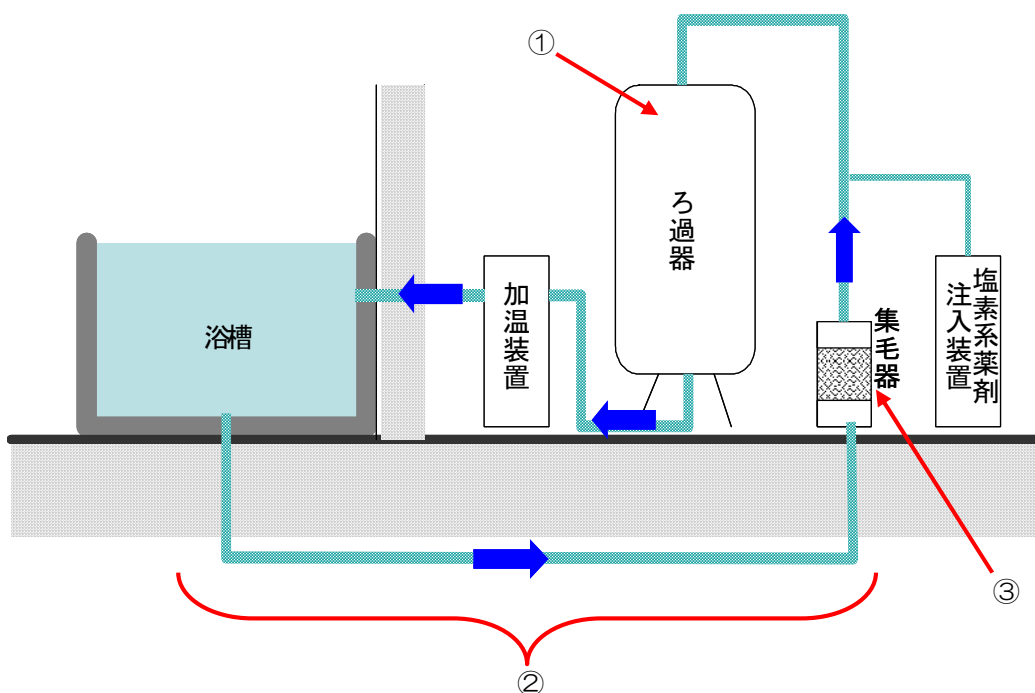
レジオネラ菌

- ・水が停滞あるいは循環する人工的な環境で大量に繁殖することがある細菌です。
- ・レジオネラ症は、感染症法の四類感染症に分類され、重症になると死亡することもあります。
- ・保健所では、水質検査でレジオネラ属菌が検出された場合や、レジオネラ症患者が発生した場合は、営業の自粛や停止を求めることがあります。

- 湯栓及び水栓並びにシャワーには、清浄な湯水を十分に供給すること【条5-1-(7)ア】
- 共同浴室にあつては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと【条5-1-(7)ウ】
- 浴槽水を循環させる場合の管理【条5-1-(7)オ(ア)~(オ)、規11-1~5、運用】

①ろ過器	逆洗浄等及び内部の消毒を1週間に1回以上行う。
②循環配管	配管内部の消毒は1週間に1回以上行う。 →消毒方法の例：高濃度塩素剤（遊離残留塩素濃度2.0mg/L以上）や60℃以上の高温水、過酸化水素水などによる方法があります。
③集毛器（ヘアークッチャー）	毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。また、塩素系薬剤等で消毒することが望ましい。
④浴槽水の消毒	塩素系薬剤で消毒し、遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つ。 このとき、1.0mg/Lを超えないことが望ましい。 これにより難しい場合はその他の消毒方法の併用や、モノクロラミンによる消毒も認められる。
⑤水質検査	浴槽水のレジオネラ属菌検査（基準：検出されないこと）を1年に1回以上行いレジオネラ属菌が検出されないことを確認する。 →循環系統が複数ある場合は、系統ごとに検査してください。
⑥記録	清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること【条5-1-(7)カ】

図：循環式浴槽の例（番号は上記の管理方法に対応）



浴槽水を循環させる場合とは

条例でいう「循環」には、ろ過器を使用しなくても、加温装置を経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置がある場合も含まれます。

日帰り入浴

いわゆる日帰り入浴として、宿泊客以外に浴場を利用させる場合は、公衆浴場の許可が別途必要となりますので保健所に相談してください。

10 施設全般について

- 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。【令3-1-(1)】
- 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。【令3-1-(2)】
- 施設の換気について【条5-1-(1)ア、イ】
 - ・換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放すること。
 - ・機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修すること。
- 採光及び照明について【条5-1-(2)ア、イ】
 - ・定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。
 - ・照明設備については、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
- 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。【条5-1-(3)】
- 苦情又は問い合わせがあった場合に、**適切かつ速やかに対応できる体制を整備**すること。この場合において、苦情等を受けた日並びに当該苦情等の内容及び対応の**記録を作成**し、その記録を作成した日から3年間保存すること。【条7-1-(6)】★
- 宿泊者が滞在する間において、**規則で定めるところにより、営業従事者に施設及びその周辺を定期的に巡回**させ、衛生管理を行うとともに、必要に応じて宿泊者の安否確認及び**周辺地域の生活環境への悪影響の防止**を行うこと。【条7-1-(7)】★

新規定

新規定

規則で定める定期的な巡回とは【規12の5】【運用】

- ①事前周知の際の周辺住民からの申し出、過去の苦情内容等をふまえ、最も効果的な時間帯に**1日1回以上巡回**する。
- ②巡回を実施したときは、実施日時、実施した営業従事者の氏名、施設の衛生状況、周辺地域の生活環境への悪影響の有無等を**巡回時における確認点検表**により記録し、これを施設又は営業者の事務所に備え付けておくものとする。
- ③巡回時に問題が発生した場合は、**早期の解決を図る**とともに、**その内容及び対応等を確認点検表の特記事項に記録し、記録した日から3年間保存しておく**こと。

巡回時における確認点検表 (年 月 分)

点検項目	施設の衛生状況		周辺地域の生活環境への悪影響の有無等				実働者氏名	特記事項
	点検項目	点検結果	臭気	騒音	振動	その他		
臭気	○	○	○	○	○	○	○	特記事項
騒音	○	○	○	○	○	○	○	
振動	○	○	○	○	○	○	○	
その他	○	○	○	○	○	○	○	○
記録割合	○	○	○	○	○	○	○	○



②巡回時における確認点検表 (※3年間保存)

★旅館業の施設又は営業者の事務所に保管しておくもの【まとめ】 (※すべて作成した日から3年間保存)

- ★ 宿泊者名簿 「-16-」 参照
- ★ **営業従事者名簿** 「-16-」 参照
- ★ **苦情等の内容及び対応記録** 「-20-」 参照
- ★ **巡回時における確認点検表** 「-20-」 参照

新規定

第7 措置命令・違反者の公表・その他について

(措置命令)

- 区長は、第7条の規定に違反した者に対して、その是正に必要な措置を命ずることができる。

【条13】

→ 条例第13条の規定による命令は、**旅館業措置命令書**により行う。【規15】

新规定

(違反者の公表)

- 区長は、前条の規定による**命令に従わない者について**、次に掲げる事項を**公表することができる**。

【条14】

(1) 営業者氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(2) 施設の名称及び所在地

(3) 当該命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

新规定

その他事項

- 身体障害者補助犬

- ・身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。
- ・不特定多数の者が利用する施設を身体障害者が利用する場合、施設管理者等は身体障害者補助犬の同伴を拒んではいけません。
- ・旅館業はこの「不特定多数の者が利用する施設」に該当します。

- 保健所の立入検査

許可後は定期的に保健所職員が立ち入り、衛生的に管理されているかどうか、営業者の遵守事項(標識の掲示、常駐の有無、巡回の実施状況や記録点検等)や構造設備の変更の有無などについてチェックを行います。

良好な衛生管理はお客様に提供できるサービスのひとつです。
お客様が気持ちよく利用できるよう、このてびきを参考に管理してください。

第8 各種申請・届出手続きについて

下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談して下さい

□ 新規営業許可申請

- ・簡易宿所の新設
 - ・施設の移転
 - ・施設の大規模増改築
 - ・営業種別の変更（簡易宿所営業→旅館・ホテル営業など）
- ※営業許可申請は必ず事前に相談をしてください

必要書類

許可申請時に必要な書類（「4-1」）をご覧ください

□ 変更届

- ・施設の名称変更
- ・営業者住所の変更
- ・法人の名称・事務所所在地・代表者の変更
- ・施設の増改築
（改築の規模により、新規の許可が必要となることがあります。事前にご相談ください。）
- ・管理者の変更

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
[履歴事項全部証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]

□ 承継承認申請（※保健所長により承認されるまで、1か月以上かかることがありますのでお早めに手続きをお願いします。）

- ・譲渡により営業者の地位を承継する。
- ・営業者（個人）が死亡し、相続をした。
※被相続人死亡後60日以内に申請してください。
- ・営業者（法人）が合併または、分割により承継する。

必要書類

* 旅館業営業承継承認申請書 承継承認手数料 7,400円

【譲渡の場合】

- * 旅館業の譲渡を証する書類
- * 譲受人の定款又は寄附行為の写し（譲受人が法人の場合）
- * 登記事項証明書（譲受人が法人の場合）
- * 申告書

【相続の場合】

- * 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
戸籍謄本の場合は、被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書が必要
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上いる場合）
 - ・ 相続人の範囲：法定相続人
- * 申告書

【合併・分割の場合】

- * 定款又は寄附行為の写し * 役員全員の申告書
- * 履歴事項全部証明書（合併又は分割登記後）

□ 廃止（停止）届

営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。